

第19回 定例総会次第

1. 開会の辞
2. 会長挨拶
3. 来賓挨拶
4. 議長選出
5. 議案審議
 - 1) 平成28年度 活動報告に関する件
 - 2) 平成28年度 収支決算報告並びに会計監査に関する件
 - 3) 平成29年度 事業計画（案）に関する件
 - 4) 平成29年度 予算（案）に関する件
 - 5) 平成29年度 役員選任（案）に関する件
6. 報告事項
 - 1) 平成28年度 桜順会賞に関する件
 - 2) 新規入会・会員更新に関する件
7. 新会長挨拶
8. 閉会の辞

平成28年度 桜順会活動報告

順天堂大学桜順会は、平成10年11月7日にさくら会の歴代役員有志の発議により結成されました。

桜順会は、お子様の卒業後もさくら会や啓友会等々との連絡を密に順大ファミリーの一員として、親睦の絆を深めることを柱に、今後の活動を展開していくことを願っています。

本日、ここに第19回定例総会を開催するにあたり、関係各位のご理解とご協力に感謝申し上げます、平成28年度の桜順会の活動概況を報告いたします。

年 月 日	活 動 概 況
28. 7. 1	第18回定例総会および懇親会 「順天堂大学本郷・お茶の水キャンパス」 特別講演：佐久間和彦先生 スポーツ健康科学部 学部長補佐
28. 9. 18	スポーツ健康科学部保護者懇談会にて桜順会の紹介・勧誘 「順天堂大学本郷・お茶の水キャンパス」 出席者 神谷会長、大野監事
28. 9. 22	スポーツ健康科学部保護者懇談会にて桜順会の紹介・勧誘 「順天堂大学さくらキャンパス」 出席者 神谷会長
29.1.2～3	第93回東京箱根間往復大学駅伝競走応援 出席者 杉山副会長
29. 1.26	第37回定例役員会 「順天堂大学本郷・お茶の水キャンパス」 出席者 神谷会長、遠藤副会長、杉山副会長、 大野監事、本橋監事
29. 3.17	スポーツ健康科学部卒業式・卒業記念パーティー出席、 並びに桜順会の勧誘 「グランドプリンスホテル新高輪」 出席者 神谷会長
29. 3.25	桜順会賞授与式 「順天堂大学さくらキャンパス」 ベストサポート賞：1団体、ボランティア賞：4団体 出席者 神谷会長
29. 4. 10	順天堂学祖祭 「上野精養軒」 出席者 神谷会長、杉山副会長
29. 6.19	第38回定例役員会 「順天堂大学本郷・お茶の水キャンパス」 出席者 神谷会長、遠藤副会長、杉山副会長 大野監事、本橋監事
<ul style="list-style-type: none"> ・『順大スポーツ』桜順会会員へ発送（年3回：第53・54・55号） ・『順天堂だより』へ随時活動報告を寄稿（No.288・289・291・292号） 	

平成28年度 桜順会決算報告

1.収入の部

(単位:円)

項目		28年度予算	28年度決算	差異	備考
会費収入	新入会員	840,000 (@20,000×42名)	800,000 (@20,000×40名)	-40,000	
	更新会員	84,000 (@7,000×12名)	105,000 (@7,000×15名)	21,000	
	総会会費	90,000 (@5,000×18名)	80,000 (@5,000×16名)	-10,000	
預金利息		550	23	-527	
収入合計 A		1,014,550	985,023	-29,527	

2.支出の部

(単位:円)

項目	28年度予算	28年度決算	差異	備考
総会費	100,000	93,355	-6,645	
役員会費	50,000	25,220	-24,780	
事務費	10,000	6,462	-3,538	2000
(1)事務費計	160,000	125,037	-34,963	
広報・通信費	150,000	117,218	-32,782	
順大スポーツ委託費	450,000	450,000	0	
印刷費	80,000	93,008	13,008	
学生助成費	200,000	170,000	-30,000	
校章旗費	0	0	0	
雑費	10,000	0	-10,000	
(2)事業費計	890,000	830,226	-59,774	
支出合計 B [(1)+(2)]	1,050,000	955,263	-94,737	
(3)予備費 C	50,000	0	-50,000	
当期収支差額 (A-B-C)	-85,450	29,760	115,210	
前期繰越金	3,693,448	3,693,448	0	
次期繰越金	3,607,998	3,723,208	115,210	

3.預金残高

(単位:円)

取引口座	金額
普通預金(京葉銀行 酒々井支店)	1,951,804
振替口座(ゆうちょ銀行 佐倉店)	1,771,404
計	3,723,208

平成28年度 会計監査報告書

平成29年3月31日

順天堂大学桜順会

会長 神谷隆一 殿

順天堂大学桜順会

監事 大野友可



監事 本橋博之



平成28年度順天堂大学桜順会収支について監査した結果、決算書類は
いずれも適正かつ妥当であることを認めます。

平成29年度 桜順会事業計画（案）

1. 総会の開催
2. 会員に対する広報活動
3. 学生の活動助成
4. 会員相互の親睦活動
5. その他本会の目的達成のために有効適切な事業

平成29年度 桜順会予算(案)

1.収入の部

(単位:円)

項目		28年度決算	29年度予算(案)	差異	備考
会費収入	新入会員	800,000 (@20,000×40名)	600,000 (@20,000×30名)	-200,000	
	更新会員 (15年更新)	105,000 (@7,000×15名)	70,000 (@7,000×10名)	-35,000	
	総会会費	80,000 (@5,000×16名)	80,000 (@5,000×16名)	0	
預金利息		23	23	0	
収入合計 A		985,023	750,023	-235,000	

2.支出の部

(単位:円)

項目	28年度決算	29年度予算(案)	差異	備考
総会費	93,355	110,000	16,645	
役員会費	25,220	40,000	14,780	
事務費	6,462	10,000	3,538	
(1)事務費計	125,037	160,000	34,963	
広報・通信費	117,218	150,000	32,782	
順大スポーツ委託費	450,000	450,000	0	注)1
印刷費	93,008	100,000	6,992	注)2
学生助成費	170,000	200,000	30,000	
校章旗費	0	0	0	注)3
雑費	0	10,000	10,000	
(2)事業費計	830,226	910,000	79,774	
支出合計 B [(1)+(2)]	955,263	1,070,000	114,737	
(3)予備費 C	0	50,000	50,000	
当期収支差額 (A-B-C)	29,760	-369,977	-399,737	
前期繰越金	3,693,448	3,723,208	29,760	
次期繰越金	3,723,208	3,353,231	-369,977	

注1)順大スポーツ委託費・・・「順大スポーツ」購入、発送費

注2)印刷費・・・封筒、印刷物、払込票等

注3)校章旗費・・・入会時に会員証の替りとして送付している小旗の購入費【在庫有】

平成29年度 役員選任（案）

平成29年度の役員を会則第6条（役員を選任）の定めに基づき下表により推薦します。

役 職	現 役 員	新 役 員	備 考
会長候補	神 谷 隆 一	遠 藤 浩 志	
副会長候補	遠 藤 浩 志	杉 山 祐 資	
副会長候補	杉 山 祐 資	大 野 友 竹	
監事候補	大 野 友 竹	本 橋 博 之	
監事候補	本 橋 博 之	松 浦 猛 人	

平成28年度 桜順会賞（団体・個人）

桜順会賞名	対象団体(個人)	受賞理由
ベスト サポート賞	バレーボール部 女子スタッフ	関東大学春季リーグ戦 1部3位 全日本大学選手権大会 4位 いずれも過去最高順位
ボランティア賞	進路指導室	特別支援学校プール指導ボランティア 千葉県特別支援学校駅伝大会補助員ボランティア 佐倉市・順天堂大学連携・障害者のための 運動支援事業ボランティア 不登校支援のための集団宿泊体験学習事業ボランティア
	陸上競技部 硬式庭球部 ソフトテニス部	ちばスポーツ夢フェスタ2016において「かけっこ教室」 「テニス体験」のボランティアとして貢献
	第69代啓心寮 三役・室長	平成28年度啓心寮の運営、寮生を献身的に指導
	順大スポーツ編集部	「順大スポーツ」を通じて大学の内外に運動部活動を 中心に順天堂大学の広報に貢献

順天堂大学「桜順会賞」規程

(目的)

第1条 順天堂大学桜順会（以下「本会」という。）は、順天堂大学の各スポーツチーム（団体または個人）が好成績を上げるにあたり側面からサポートした団体または個人、スポーツ科学又はスポーツマネジメント学若しくは健康学の分野におけるボランティア又は奉仕活動により順天堂大学又は社会に貢献した団体または個人に対して、表彰することを目的とする。

(賞の名称)

第2条 賞の名称は「桜順会賞」とし、次の2つの賞とする。

- 1 ベストサポート賞
- 2 ボランティア賞

(運営)

第3条 本賞授与に関する運営は、本会役員会及び順天堂大学さくらキャンパス学生部が行う。

(授与対象団体または個人)

第4条 本賞は、次の要件を満たすと評価できる団体または個人に対して授与するものとする。

- 1 ベストサポート賞 当該年度内で第1条前段に該当する団体又は個人で、そのスポーツチームが優秀な成績を上げたとき、又はチームの成績の如何に拘わらず、サポートした行為が高く評価することができるときに授与する。
- 2 ボランティア賞 当該年度内で第1条後段に該当する団体又は個人で、そのボランティア活動又は奉仕活動が高く評価できるときに授与する。

(申請)

第5条 前条に該当するものと判断される団体または個人を本賞の候補者として自薦または他薦により申請する場合は、申請人は、次の書類を会長に提出するものとする。

- 1 申請書
- 2 客観的事実を証明できる書類または所属団体の長が発行した推薦書

(受賞団体または個人の選考および決定)

第6条 本賞の受賞団体または個人の選考は、別に定めるスポーツアカデミー賞選考内規により選考し、本会選考委員会（役員会）において決定し、総会で報告する。

(受賞団体または個人の表彰)

第7条 受賞団体または個人の表彰は、会長がこれを行う。

(規程の改廃)

第8条 本規程の改廃は、本会役員会の議を経て会長が行う。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年12月12日から施行する。

桜順会賞（スポーツアカデミー賞）選考内規

順天堂大学桜順会賞（スポーツアカデミー賞）規程に基づいて、以下のとおり、本賞の選考に関する内規を定める。

1 選考の基本について

- (1) 本賞の賞金予算額は、当分の間、2つの賞に対し、概ね、年間合計60万円を目途とする。ただし、当該年度における候補者の総数、候補者に対する評価の相違、前年度の実績、桜順会の予算規模、教育的配慮などにより、合計額がこれを下回る場合や、またこれを上回る場合があっても、やむを得ないものとする。
- (2) 複数の候補者の中から受賞者を選考する場合には、候補者の数、学年、候補者の既往または今後の活動などを斟酌して、教育的配慮のもとに、適宜、複数または単数の団体または個人を選考することができるものとする。

2 ベストサポート賞

ベストサポート賞の授与の可否及び賞金の額は、本賞規定によるほか、次の要素についても配慮し、公平かつ教育的配慮のもとに、これらのスポーツチームの運営・活躍を側面からサポートした団体または個人を選考するものとする。

- (1) 主要な国際大会に出場し上位入賞した団体または個人
- (2) 日本選手権大会等で総合優勝した団体または個人
- (3) 日本学生選手権（箱根駅伝も含む）で総合優勝した団体
- (4) 大会または成績の如何にかかわらず、その活躍により本学の名誉を著しく高めた団体または個人

3 ボランティア賞

ボランティア賞の授与の可否及び賞金の額は、本賞規定によるもののほか、次の要素についても配慮し、公平かつ教育的配慮のもとに、これらの活動をした団体または個人を選考するものとする。

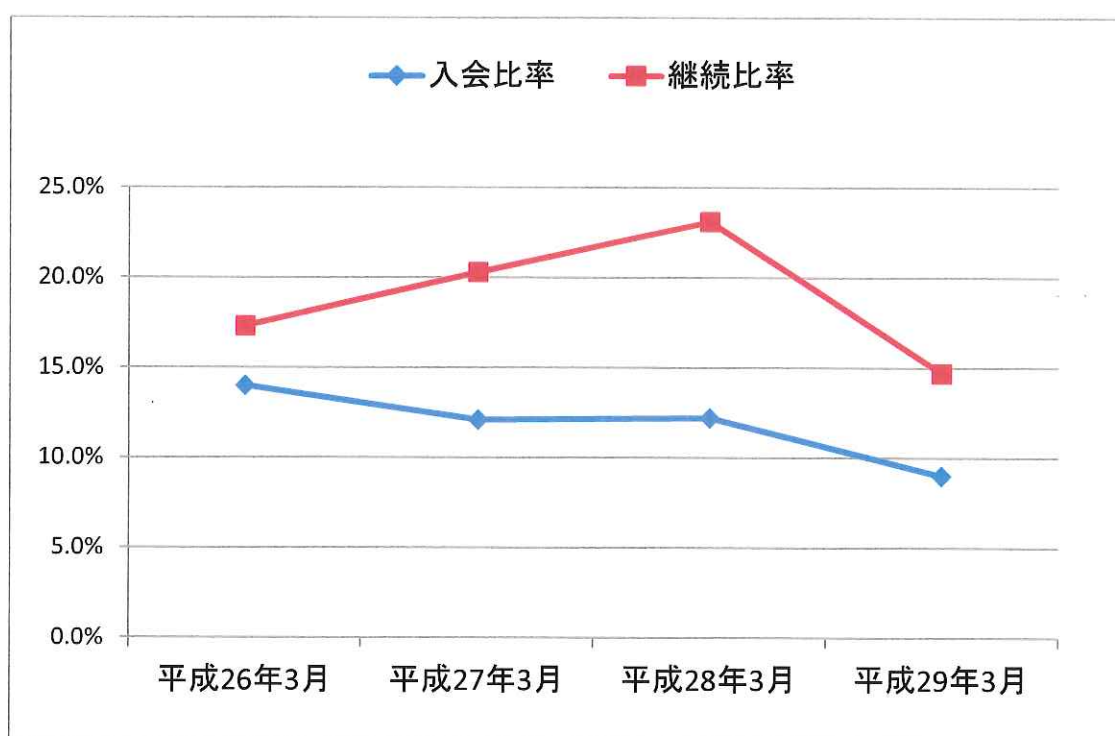
- (1) その活動について、自主性、社会性または公共性が顕著であること
- (2) その活動について話題性に富んでいること
- (3) その活動が先駆的であること
- (4) その活動に継続性があること
- (5) スポーツのみならず、本学で修得したマネジメント学、健康学を実践していると評価されること
- (6) その他、本学の名誉を著しく高めた団体または個人

なお、ボランティアという呼称は、厳密な意味でのボランティア活動に限るとするものではなく、本賞の設置の趣旨に基づいて、教育的な配慮のもとに、適切に解釈されるものとする。

桜順会 新規入会・更新状況

【平成29年7月1日 現在】

種別	項目	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
新規	卒業人数	328	323	327	332
	入会人数	46	39	40	30
	入会比率	14.0%	12.1%	12.2%	9.0%
更新	更新対象人数	98	69	65	68
	継続人数	17	14	15	10
	継続比率	17.3%	20.3%	23.1%	14.7%
	対象卒業年度	平成11年以前卒	平成12年卒	平成13年卒	平成14年卒



桜順会会員数 : 882名

- ・既会員 840名
- ・継続会員 10名
- ・新規会員 32名

桜順会（平成14年入会）会員 各位

桜順会会員更新（15年目）手続きのご案内

平成29年6月
桜順会会長 神谷隆一

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は桜順会活動に多大なるご理解・ご協力をいただきまして厚く御礼申し上げます。

さて、平成24年の定例総会において『会員更新制』（下記参照）が決議され、平成26年から更新手続きが始まりました。

平成29年の更新対象会員は、ご子息・ご息女が平成14年に卒業された保護者の皆様です。

会員の更新は任意ですが、皆様には、是非更新手続きをとって頂きますようお願い申し上げます。 敬具

桜順会は、『順天堂大学スポーツ健康科学部の後援会』として、

- ① 総会の開催
- ② 学生活動への助成（桜順会賞（ベストサポート賞・ボランティア賞）の授与）
- ③ 学生新聞「順大スポーツ」紙のお届け
- ④ 大学行事への参加（箱根駅伝応援、卒業式、卒業記念パーティー、学祖祭等）等を行っています。

皆様が入会された時の会費によって、これまで上記活動を行うことができ、大学からも感謝されております。しかし、設立して15年を経過しますと、会員数は936名（2017年5月末現在）の大世帯となり、上記③の経費が嵩み、会計の収支バランスが崩れてきつつあります。

そこで、③「順大スポーツ」新聞の年間発送の経費（新聞代も含む）として、

10年7,000円 をご負担頂くことをお願い申し上げる次第です。

これからも、桜順会会員として、順天堂大学スポーツ健康科学部を応援しようではありませんか!! ～ 皆様方からの会員更新をお待ちしております ～

《参考》桜順会会則（抜粋）（会費）

第14条 本会の会費は、2万円とし、入会時に納入する。

2 入会后15年経過した時点で、10年間分更新会費7千円分を一括納入する。

3 上記2の更新後は、10年ごとの更新とし、更新会費は7千円とする。

4 更新は会員の任意とする。



桜順会賞 授賞式（3月25日）

第18回 定例総会講演会（7月2日）

順天堂大学スポーツ健康科学部後援会(桜順会)会則

平成10年11月7日制定

(名称及び所在地)

第1条 本会は、順天堂大学スポーツ健康科学部後援会(桜順会)(以下「本会」という。)と称し、事務所を順天堂大学スポーツ健康科学部に置く。

(目的)

第2条 本会は、順天堂大学スポーツ健康科学部(以下「大学」という。)、さくら会及び啓友会との連絡を密にし、学生活動への支援、就職活動への後援等を行うとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 大学と会員との連絡を緊密にするための広報活動
- (2) その他の本会の目的達成のための有効適切な事業

(会員の構成)

第4条 本会の会員は、大学卒業者の保護者で、本会の設立趣旨に賛同する者をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 監事 2名以内
- (4) 運営委員 若干名

(役員を選任)

第6条 会長、副会長及び監事は、役員会において会員の中から候補者を選出し、総会で決定する。

2 運営委員は、役員会において会員の中から選出して、会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 役員は、それぞれ次の職務を行う。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 監事は、会務及び会計を監査する。
- (4) 運営委員は、会務を担当する。

(役員任期)

第8条 役員任期は1年とする。ただし、再任は原則として妨げないものとする。

2 任期満了によらない場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(相談役)

第9条 本会に、相談役を置くことができる。

2 相談役は、役員会の議を経て会員の中から、会長が委嘱する。

3 相談役は、会務に関しての会長の相談に預かる。

(顧問及び参与)

第10条 本会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、役員会の議を経て大学職員の中から会長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、会長の諮問により役員会に出席し意見を述べるができる。

(総会)

第11条 総会は、毎年1回開催を原則として会長が招集する。ただし、必要があるときは、会長が臨時総会を招集することができる。

2 総会は、次の事項を審議する。

(1) 事業計画に関する事項

(2) 予算及び決算に関する事項

(3) 会長、副会長、監事の選任並びに運営委員に等に関する事項

(4) 会則の変更に関する事項

(5) その他の会務の重要事項

3 総会の議事は、出席者の過半数をもって議決する。

(役員会)

第12条 役員は、会長、副会長、監事及び運営委員をもって構成する。

2 役員会は、会長が随時招集し会務の重要事項を協議する。

3 会長が必要と認めるとき、役員以外の者を出席させることができる。

4 役員会は、役員総数の3分の2以上をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって議決する。

(経費)

第13条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって、これに充当する。

(会費)

第14条 本会の会費は、2万円とし、入会時に納入する。

2 入会后15年経過した時点で、10年間分更新会費7千円分を一括納入する。

3 上記2の更新後は、10年ごとの更新とし、更新会費は7千円とする。

4 更新は会員の任意とする。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務の委嘱)

第16条 本会に関する事務は、本学と協議して会長が委嘱する。

付 則

- 1 この会則は、平成10年11月7日から施行する。
- 2 会務運営に関する細則は、別に定める。
- 3 本会設立の移行措置として、平成10年度さくら会役員を、本会協力会員とすることができる。
- 4 この会則は、平成18年6月17日から施行する。
- 5 第14条2項の更新で、平成11年度以前に入会した会員は、一律平成11年度入会とみなし、平成26年度を更新年度とする。この更新は、平成25年度に募ることとする。
- 6 この会則は、平成24年6月16日に改正する。(第14条)
- 7 この会則は、平成27年7月4日に改正する。(第5条)